

「出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の規定に基づき同法別表第一の五の表の下欄に掲げる活動を定める件の一部を改正する件（案）」の概要

1 改正の趣旨・目的

令和元年6月14日に「観光立国推進閣僚会議」において決定された「観光ビジョン実現プログラム2019」において、スノーリゾートの活用のための施策として、外国語対応可能なスキーインストラクターの確保に向けた外国人材の活用等の方策を検討することとされたところである。

これを踏まえ、観光立国の一層の推進に寄与するとの観点から、増加する初心者・初級者の外国人スキー客に対する外国語による指導が可能なスキーインストラクターを新たに受け入れる（※）ために、「出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の規定に基づき同法別表第一の五の表の下欄に掲げる活動を定める件」（平成2年法務省告示第131号）を改正するものである。

※ 現行制度上、外国人スキーインストラクターは在留資格「技能」に該当し、指導に係る技能について3年以上の実務経験を有する者、選手として国際的な競技会に出場したことがある者等一定の要件を満たす者に限り、入国・在留を可能としている。

2 改正の概要

公益社団法人日本プロスキー教師協会（S I A）が認定するアルペンスキー・ステージ I 以上の資格を有していること等一定の要件を満たす者が本邦の公私の機関との契約に基づいてスキーの指導に従事する活動について、法務大臣があらかじめ告示をもって定める活動として規定することにより、在留資格「特定活動」による入国・在留を可能とする。

3 今後の予定

公布日：令和2年9月頃（予定）

施行日：公布の日